

転入学生の大会参加についての申請とは

1 転入生に係る高体連規程について

(1) 県総体及び県新人大会並びに九州・全国高体連主催大会における共通規程

【参加資格】

転校後6か月（水泳は1年）未満の者は参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる。）
但し一家転住等のやむを得ない場合は、学校長の申請により、県高体連会長の許可があればこの限りではない。

(2) 原則、転校後6か月（水泳は1年）未満の時点では、大会に参加出来ないことを評議員は認識すること。

(3) 参加資格内の「やむを得ない場合」については、根拠資料を元に判断する。

3 やむを得ない場合について

(1) 転校生の様々な状況はあるが、勝利至上主義での転校を防ぐため事実確認を行う。

(2) やむを得ない場合と証明できる根拠資料を、申請と同時に提出する。

【例】

- ① 一家転住の場合 → 住民票の提出
- ② 病気が原因の場合 → 診断書等の提出
- ③ いじめ等が原因の場合 → 転校前の高校からの報告書等の提出
- ④ 災害等で転校となった場合 → 全国高体連等から通知される場合がある。

(3) 高体連事務局での根拠資料の扱いについて

- ① 根拠資料はやむを得ない場合を事務局が判断するために提出を求める。
- ② 根拠資料については、高体連事務局から外部に説明資料として使用しない。
- ③ 競技専門部からも承認され、大会に出場した時点で全て破棄する。
- ④ 根拠資料について提出できない場合は、やむを得ない場合と判断できない。

4 その他

(1) 出場への特例判断については、上記の他、専門部とも協議し事務局承認する。

(2) 高体連競技専門部が認めない、転校生の特例判断はできない。

(3) その他不明な点は、事務局に必ず確認すること。